

2019年10月吉日

「不審な訪問営業にご注意ください」

KCN京都

ここ最近、KCN京都エリア内にて他社によるKCN京都を装った訪問勧誘事例が多発しており、お客様よりお問い合わせが集中しております。訪問勧誘行為について、当社を含む電気通信事業者がお客様宅を訪問する際は、電気通信事業法にて、以下のことが義務付けられています。つきましては、当社スタッフのご訪問時の案内についてお知らせいたします。

《訪問勧誘に際してのルール》

①「会社名および自己の氏名」を告げ、ネームプレートを提示します。

KCN京都：「KCN京都の京都太郎です。」と名乗り、首から下げている社員証をお見せします。その際、手渡しで名刺をお渡しいたします。

②訪問目的であるサービス内容を告げます。

KCN京都：ご加入いただいている当社の光インターネットサービスについて など

③訪問目的を告げます。

KCN京都：先に告げたサービスに関する、例えば「インターネットの速度アップのご案内」や「ご自宅の通信環境のご確認に参りました」 など

上記内容が当社スタッフのご訪問時の案内となります。

【最近多発している訪問勧誘事例】

1. 「KCN京都のサービスについて伺いました。」
2. 「KCN京都のWi-Fiが遅いと聞いたので見に来ました。」
3. 「KCN京都のインターネットが不安定なので、工事の案内に来ました。」

あたかも当社のスタッフのように対応し、最終的には他社乗り換えを勧誘します。
まず最初に、名刺を受取るか、会社名および担当者名を必ず確認するようお願いいたします。

どんな些細なことでも結構ですので、何かございましたら、お手数ですが下記へご連絡くださいますようお願いいたします。

【KCN京都お客様センター】

TEL：0120-114-368（9：00～17：45）

※音声ガイダンス後、キネット局エリアの方①→⑤、宇治城陽局エリアの方②→⑤を押してください。

※ご連絡の際は「訪問を受けた日時」「訪問者名」をお伝えください。

※他社の勧誘についてのご意見は、お近くの消費者センターなどへご相談されることをお勧めいたします。

（参考URL）

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン - 総務省

http://www.soumu.go.jp/main_content/000406001.pdf